

報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

上記の報告をする。

令和8年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

中野区在住個人

2 事案の概要

令和元年11月9日、杉並区立たかはら公園内の球戯場において、利用者が使用したボールがネットの穴から公園沿いの道路へ飛び出し、当該道路を自転車で走行中であった相手方に衝突した。これにより、相手方は転倒して負傷するとともに、その所有物が破損した。その後、杉並区と相手方との間で損害賠償に関する協議を行ってきたが、損害額について双方の主張に隔たりがあり合意に至らなかったため、令和8年1月13日、相手方は調停を申し立てた。その後、相手方から和解条件の提示があった。

3 和解の内容

- (1) 杉並区は、相手方に対し、本件解決金として既払金10万円のほかに金131万1,591円の支払義務があることを認める。
- (2) 杉並区は、相手方に対し、前項の金員を、令和8年7月10日限り、申立人の指定する口座に振込送金する方法により支払う。但し振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(4) 相手方と杉並区は、相手方と杉並区との間には、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。

4 専決処分日

令和8年6月15日